

第6章

計画の推進体制

1. 計画の周知、理解・共有の推進

本計画は、区内にあるたくさんの活動主体の一部のみが、例えば区のみが実現に努力しても達成できるものではありません。計画が推進されるためには、できる限り多くの区民や団体等の理解と参加が不可欠です。

そこで、区は、計画期間を通して、社会福祉協議会などとともに、各種の会合、事業実施の際などあらゆる機会を捉えて、計画の周知と計画への理解を得ることに努力します。特に計画推進の初年度に多くの区民や団体に知っていただくことが大切であることから、平成23年度は、年度の早い時期に、多くの区民・団体に参加を呼びかけて、（仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、計画の周知・共有と推進のための意見交流等を行います。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗状況は、墨田区地域福祉計画推進協議会と墨田区地域福祉計画推進本部（両方とも事務局は、墨田区福祉保健部厚生課）において毎年度把握し、評価を行います。

進捗状況及び評価結果は、ホームページに公表するものとします。地域福祉を推進する各主体者は、評価結果を参考にしてそれぞれの翌年度の事業や活動に反映させていくものとします。



3. 評価方法

毎年度の評価は、第5章の取り組み内容ごとに掲げている「平成27年度までの具体的目標」の達成状況について、以下の事業の実施状況や区民の意識調査等に基づき、現況を把握して行います。

(1) 個別事業の調査

区は、区や社会福祉協議会等の事業について、毎年度事業実施状況調査を実施します。

(2) 区民意識の調査

区は、毎年度、墨田区住民意識調査等各種の調査結果を活用して、区民意識の把握に努めるほか、地域福祉に関する区民意識に関する独自の調査を、平成23年度（計画開始初年度）、平成26年度（計画4年目、計画改定年の前年度）に実施します。

(3) 地域団体や社会福祉団体等の活動に関する調査

区は、社会福祉協議会と協力して、町会・自治会や社会福祉団体等に対して、地域福祉活動に関する活動の現況及び意向について調査を行うこととします。

4. 前期計画の達成状況の評価と後期計画への反映

計画4年目、計画改定年の前年度である平成26年度に前期計画の達成見込み状況を評価し、計画5年目の計画改定（後期計画の策定）に反映させます。

また、5年間の前期計画期間経過後、平成28年に前期計画の達成状況を評価し、後期計画の推進に活かすものとします。

年度	2011 平成 23	2012 平成 24	2013 平成 25	2014 平成 26	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 平成 31	2020 平成 32
計画年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
計画の実施										
計画推進のためのバックアップ作業	計画周知・共有 (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラム開催 初年度住民意識調査等実施			計画改定にむけての住民意識調査等実施 計画改定にむけての評価	計画改定(後期計画策定)	前期計画実施結果の評価				